令和3年4月1日 介護予防・生活支援サービス事業 報酬改正内容

	13 11 4 月 1 ロ トービス種類	項目	と	変更前
訪問型サービス	介護予防 訪問サービス	①基本報酬 R3.9末まで100.1%	[月額包括報酬] 週1回程度 1,176単位/月(+4) 週2回程度 2,349単位/月(+7) 週2回超程度 3,727単位/月(+12) [単価報酬] 週1回程度 268単位/回(+1) 週2回程度 272単位/回(+1) 週2回超程度 287単位/回(+1)	[月額包括報酬] 週1回程度 1,172単位/月 週2回程度 2,342単位/月 週2回超程度 3,715単位/月 [単価報酬] 週1回程度 267単位/回 週2回程度 271単位/回 週2回超程度 286単位/回
	共生型 訪問サービス	①基本報酬 R3.9末まで100.1%	[障害者居宅介護従事者基礎] 週1回程度 823単位/月(+3) 週2回程度 1,644単位/月(+5) 週2回超程度 2,609単位/月(+8) [重度訪問介護] 週1回程度 1,094単位/月(+4) 週2回程度 2,185単位/月(+7) 週2回超程度 3,466単位/月(+11) ※単価報酬の設定は無し	[障害者居宅介護従事者基礎] 週1回程度 820単位/月 週2回程度 1,639単位/月 週2回超程度 2,601単位/月 [重度訪問介護] 週1回程度 1,090単位/月 週2回程度 2,178単位/月 週2回超程度 3,455単位/月 ※単価報酬の設定は無し
	生活援助 訪問サービス	①基本報酬	[単価報酬] 132単位/回 (+1) ※利用者負担額の変更なし	[単価報酬] 131単位/回 ※利用者負担額の変更なし
		①基本報酬 R3.9末まで100.1%	[月額包括報酬] 支1·事業対象 1,672単位/月(+17) 支2:週1回程度 1,672単位/月(+17) 支2:週1回超程度 3,428単位/月(+35)	[月額包括報酬] 支1·事業対象 1,655単位/月 支2:週1回程度 1,655単位/月 支2:週1回超程度 3,393単位/月
		【新設】 ②栄養アセスメント 加算	50単位/月【新設】	【新設】
		③栄養改善加算	200単位/月 (+50)	150単位/月
	介護予防 通所サービス	【一部新設】 ④口腔機能向上 加算	加算(I) 150単位/月 加算(I) 160単位/月【新設】	150単位/月
		【一部新設】 ⑤サービス提供 体制強化加算	加算(I) 88or176単位/月【新設】 加算(II) 72or144単位/月 加算(III) 24or48単位/月	加算(I)イ 72or144単位/月 加算(I)ロ 48or96単位/月 加算(II) 24or48単位/月
通		【一部新設】 ⑥生活機能向上 連携加算	加算(I) 100単位/月【新設】 加算(Ⅱ) 200単位/月	200単位/月
所型サーご		【一部新設】 ⑦ロ腔・栄養 スクリーニング加算	利用開始時及び6月ごと 加算(I) 20単位/回【新設】 加算(II) 5単位/回【新設】	利用開始時及び6月ごと 5単位/回
ビス		【新設】 ⑧科学的介護 推進体制加算	40単位/月【新設】	【新設】
	共生型 通所サ ー ビス	①基本報酬 R3.9末まで100.1%	[生活介護] 支1・事業対象 1,555単位/月(±16) 支2:週1回程度 1,555単位/月(±16) 支2:週1回超程度 3,188単位/月(±16) 支2:週1回超程度 1,588単位/月(±16) 支2:週1回程度 1,588単位/月(±16) 支2:週1回超程度 3,257単位/月(±16) 支2:週1回超程度 3,257単位/月(±14) 「児童発達支援・放課後デイ] 支1・事業対象 1,505単位/月(±15) 支2:週1回超程度 3,085単位/月(±15) 支2:週1回超程度 3,085単位/月(±31)	[生活介護] 支1・事業対象 1,539単位/月 支2:週1回程度 1,539単位/月 支2:週1回超程度 3,155単位/月 [自立訓練] 支1・事業対象 1,572単位/月 支2:週1回程度 1,572単位/月 支2:週1回超程度 3,223単位/月 [児童発達支援・放課後デイ] 支1・事業対象 1,490単位/月 支2:週1回程度 1,490単位/月 支2:週1回超程度 3,054単位/月
		介護予防通所サービスに準じた加算設		
	短時間 通所サービス	①基本報酬	[単価報酬] 送迎あり 286単位/回 (+4) 送迎なし 239単位/回 (+4)	[単価報酬] 送迎あり 282単位/回 送迎なし 235単位/回
		①基本報酬 R3.9末まで100.1%	[月額包括報酬] 438単位/月 (+7)	[月額包括報酬] 431単位/月
ケ	介護予防 アマネジメント	【新設】 ②委託連携加算	[月額包括報酬]1回に限る 300単位/月【新設】	【新設】
77 (11222)		【廃止】 ③介護予防小規模 多機能型居宅介護 連携加算	【廃止】	[月額包括報酬]1回に限る 300単位/月

★…3年間の猶予 ●…施行日以降の取扱

サービス種類		項目	内容	備考
	一般原則	(指定第1号事業の 一般原則) 第3条	①人権擁護、虐待防止について必要な体制整備と研修 実施 ②介護保険等関連情報等を活用する	【新設】①★
	介護予防 訪問サービス	旧基準省令を準用する構成であったものを、個々に記載する方式へ変更。 以下のように追加される基準があり、今後年々追記していくことで、要綱条文が複雑になることが想定されるため。		
		(運営規程) 第8条の19 第1項 <u>第7号</u>	虐待防止に係る取組を義務付け (運営規程の項目追加)	【項目追加】★
		(勤務体制の確保) 第8条の21 <u>第4項</u>	ハラスメント対策の義務付け	【項目追加】
		<u>(業務継続計画の策</u> 定 <u>等)</u> 第8条の21の2	業務継続に係る取組を義務付け	【新設】★
		(衛生管理等) 第8条の22 <u>第3項</u>	感染症対策に係る取組を義務付け	【項目追加】★
		(掲示) 第8条の23 <u>第2項</u>	運営規程の周知方法の緩和	【項目追加】
		(地域との連携等) 第8条の29 <u>第2項</u>	事業所と同一建物居住者へのサービス提供	【項目追加】
訪		<u>(虐待の防止)</u> 第8条の30の2	虐待防止に係る取組を義務付け	【新設】★
問型サービス		(記録の整備) 第8条の32 第2項	記録保存開始日の変更 「サービス完結の日」→「サービス提供の日」	【一部修正】●
	共生型 訪問サービス	介護予防訪問サービスと同様の基準改定(要綱上は介護予防訪問サービスを		「準用」)
	生活援助 訪問サービス	(運営規程) 第33条 第1項 <u>第7号</u>	虐待防止に係る取組(努力規定) (運営規程の項目追加)	【項目追加】
		<u>第3項</u>	ハラスメント対策の義務付け	【項目追加】
		(衛生管理等) 第35条 <u>第3項</u>	感染症対策に係る取組を義務付け(研修の実施)	【項目追加】★
		(掲示) 第36条 <u>第2項</u>	運営規程の周知方法の緩和	【項目追加】
		(地域との連携等) 第41条 <u>第2項</u>	事業所と同一建物居住者へのサービス提供	【項目追加】
		<u>(虐待の防止)</u> 第42条の2	虐待防止に係る取組を義務付け(研修の実施)	【新設】★
		(記録の整備) 第44条 第2項	記録保存開始日の変更 「サービス完結の日」→「サービス提供の日」	【一部修正】●

乪
所
型
+
7
ド
_
ス

	旧基準省令を準用する構成であったものを、個々に記載する方式へ変更。 以下のように追加される基準があり、今後年々追記していくことで、要綱条文が複雑になることが想定されるため。				
	(運営規程) 第50条の3 第1項 <u>第10号</u>	虐待防止に係る取組を義務付け (運営規程の項目追加)	【項目追加】★		
	(勤務体制の確保) 第50条の4 第3項	医療・福祉関係の資格を有さない介護従事者への認知 症介護基礎研修の受講のための必要な措置を義務付け	【一部修正】★		
	(勤務体制の確保) 第50条の4 <u>第4項</u>	ハラスメント対策の義務付け	【項目追加】		
	(非常災害対策) 第50条の6 <u>第2項</u>	災害訓練の地域との連携	【項目追加】		
介護予防 通所サービス	<u>(業務継続計画の策</u> 定等) 準用	業務継続に係る取組を義務付け	【新設】★		
	(衛生管理等) 第50条の7 <u>第2項</u>	感染症対策に係る取組を義務付け	【項目追加】★		
	(掲示) <u>準用</u>	運営規程の周知方法の緩和	【項目追加】		
	(地域との連携等) 第50条の7の2 第2項	地域連携 事業所と同一建物居住者へのサービス提供	【項目追加】		
	<u>(虐待の防止)</u> <u>準用</u>	虐待防止に係る取組を義務付け	【新設】★		
	(記録の整備) 第50条の8 第2項	記録保存開始日の変更 「サービス完結の日」→「サービス提供の日」	【一部修正】●		
共生型 通所サービス	介護予防通所サービスと同様の基準改定(要綱上は介護予防通所サービスを「準用」)				
	(運営規程) 第73条 第1項 <u>第10号</u>	虐待防止に係る取組(努力規定) (運営規程の項目追加)	【項目追加】		
	(勤務体制の確保) 第74条 <u>第3項</u>	ハラスメント対策の義務付け	【項目追加】		
	(衛生管理等) 第77条 <u>第2項</u>	感染症対策に係る取組を義務付け(研修の実施)	【項目追加】★		
短時間 通所サービス	(掲示) 第78条 <u>第2項</u>	運営規程の周知方法の緩和	【項目追加】		
	(地域との連携等) <u>第83条</u>	事業所と同一建物居住者へのサービス提供	【項目追加】		
	<u>(虐待の防止)</u> 第84条の2	虐待防止に係る取組を義務付け(研修の実施)	【新設】★		
	(記録の整備) 第86条 第2項	記録保存開始日の変更 「サービス完結の日」→「サービス提供の日」	【一部修正】●		

	(基本方針) 第6条 <u>第5項·第6項</u>	①人権擁護、虐待防止について必要な体制整備と研修 実施 ②介護保険等関連情報等を活用する	【新設】①★
	(運営規程) 第18条 第1項 <u>第6号</u>	虐待防止に係る取組を義務付け (運営規程の項目追加)	【項目追加】★
	(勤務体制の確保) 第19条 第4項	ハラスメント対策の義務付け	【項目追加】
	<u>(業務継続計画の策</u> 定 <u>等)</u> 第19条の2	業務継続に係る取組を義務付け	【新設】★
介護予防 ケアマネジメント	(<u>感染症の予防及びま</u> ん延防止のための措 置) 第21条の2	感染症対策に係る取組を義務付け	【新設】★
7) (4)	(掲示) 第22条 <u>第2項</u>	運営規程の周知方法の緩和	【項目追加】
	<u>(虐待の防止)</u> 第27条の2	虐待防止に係る取組を義務付け	【新設】★
	(記録の整備) 第29条 第2項	記録保存開始日の変更 「サービス完結の日」→「サービス提供の日」	【一部修正】●
	(介護予防ケアマネジメントの具体的取扱方針) 第31条 第1項 <u>第9号</u>	ICTの活用緩和	【一部修正】
	(電磁的記録等) <u>第32条の2</u>	ICTの活用緩和	【一部修正】